

お客さま各位

三井住友信託銀行株式会社

**「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」
新規販売停止および「米国人」のお客さまへのご注意事項のご案内**

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は三井住友信託銀行をお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社では投資信託「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」（設定・運用は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社）について、弊社の投資信託ラインナップ見直しに伴い、2022年3月18日（金）から新規の販売を停止させていただきます。

お取り扱いの詳細は、以下の「新規販売停止にかかるご注意事項」をご高覧ください。

加えて、別紙『「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」目論見書における米国人への販売を行わない旨の追加記載について』に記載の通り、2022年3月18日（金）改定の当ファンドの交付目論見書におきまして、2021年6月の米国大統領令により、「米国人^(注)」のお客さまへ販売を行わない旨の記載が追加されます。これに伴い、2022年3月18日（金）以降、当ファンドを保有されている「米国人^(注)」のお客さまにつきましては、米国大統領令に抵触する恐れがございますので、お取引店までご連絡、ご相談くださいますようお願い申し上げます。

（注）米国市民、グリーンカード保有者、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれます。

本状は2022年3月4日（金）時点で当ファンドを保有されているお客さまにお送りしております。すでに解約済みの場合はご容赦ください。

今後とも三井住友信託銀行をご愛顧賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

<新規販売停止にかかるご注意事項>

対象ファンド

「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」（インターネット専用ファンド）

新規販売停止する日

2022年3月18日（金）

- 累投コースを選択されている場合は、引き続き、分配金支払い時に再投資が行われます。
- 3月18日（金）以降も、換金のお申し込みは承っております。

自動購入プランについて

- 自動購入プランをご利用中の場合は、毎月の自動購入を継続いたします。
- 2022年3月18日（金）以降、自動購入プランの新たなお申し込みを承ることは出来ません。
- 自動購入プラン終了・変更のお手続きは、引き続き承ります。

コース変更

2022年3月18日（金）以降も「一般コース」と「累投コース」間のコース変更のお手続きは、店頭にて引き続き承ります。

お問い合わせ先

本件に関してご不明点等ございましたら、お取引店までお問い合わせください。

以上

2022年3月

お取扱い販売会社 御中

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」
目論見書における米国人への販売を行わない旨の追加記載について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「イーストスプリング・グローイング・アジア株式オープン」（以下「当ファンド」）につきましては、先日ご連絡申し上げましたとおり、次回改訂（2022年3月18日予定）の際に米国人への販売を行わない旨を目論見書のお申込メモ欄へ追加することになりました。追加した理由などにつきまして下記のとおりご説明申し上げます。

何卒ご理解を賜り、ご対応をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 当ファンドの販売を米国人に対して行わない旨の追記理由

2021年6月の米国大統領令（以下、「当大統領令」）により、「Non-SDN 中国軍産複合体企業リスト（NS-CMIC List）」に掲載された中国企業の有価証券について、「米国人^(注)」による取引が禁止されましたが、イーストスプリング・グループでは、目論見書に「米国人投資家に適用される制限条項」の記載があるファンドについては、運用担当者の運用の裁量を狭めないよう当該 NS-CMIC List の記載銘柄（以下、「該当銘柄」）へ投資することについて制限を設けない方針です。

当ファンドは海外の投資家が広く投資を行うルクセンブルク籍外国投資法人（以下「投資対象ファンド」）へ投資しておりますが、投資対象ファンドでは、「米国人投資家に適用される制限条項」の記載があるため、弊社グループの方針を踏まえて該当銘柄への投資制限を設けておりません。そのため、当ファンドにおいても米国人への販売を行わない旨を記載するものです。

なお、米国人の定義には、永住権（グリーンカード）を保有する方も含まれます。

（注）米国市民、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれます。

米国人の定義は以下の大統領令より引用しています。

[Executive Order on Addressing the Threat from Securities Investments that Finance Certain Companies of the People's Republic of China | The White House](#)

前略

Sec. 3. (d) the term “United States person” means any United States citizen, lawful permanent resident, entity organized under the laws of the United States or any jurisdiction within the United States (including foreign branches), or any person in the United States.

後略

2. 今回の米国大統領令における遵守の対象範囲および時期について

弊社が確認した弁護士意見を踏まえて、弊社としては、当大統領令の効力が発生した2021年8月2日以降に当ファンドを保有する米国人の受益者様全て（累積（積立）投資のお客様も含む）が対象となりうると考えています。

当ファンドを米国人が保有しており、かつ当ファンドの投資対象ファンドにて該当銘柄へ投資が行われていた場合に抵触となる可能性があると考えられますが、2022年1月末までの期間においては当ファンドの投資対象ファンドでの該当銘柄保有はございませんでした。

なお、今回の大統領令に対する弊社方針について検討に時間がかかったため、2022年3月の目論見書改訂に合わせて対応するべくご案内させていただきました。

3. 今回の米国大統領令を踏まえた対応について

① 米国人の既存受益者への対応

前述の通り、投資対象ファンドでは該当銘柄への投資について制限を設けない方針のため、今後、仮に投資対象ファンドで該当銘柄へ投資した場合、米国人の受益者様については当大統領令に抵触する可能性がございます。お手数をおかけいたしますが、その旨をご説明頂き、保有を継続されるかの判断をしていただきたいと思いますと考えております。

② 貴社における今後の当ファンドの販売について

上記3の①を踏まえて、米国人への勧誘・販売（累積（積立）投資の既存受益者も含む）を行わないような制限を設けて頂けますようお願い申し上げます。

（ご参考）

<追加事項>

交付目論見書「4 手続き・手数料等」「お申込メモ」に以下の記載を追加します。この追加文言は投資対象ファンドの目論見書において記載されている文言と同等のものです。

| | |
|----------------|---|
| その他注意事項 | 当ファンドは、1940年の米国投資会社法に基づいて登録されていません。また、1933年米国証券法（改正済み）に基づいて登録されておらず、米国、米国の海外領土において、もしくは「米国人」（注）に対して販売勧誘（募集）または販売されることはありません。 （注）米国市民、永住者、米国の法律または米国内の管轄権に基づいて組織された事業体（外国支社も含む）または米国内にいる個人が含まれます。 |
|----------------|---|

以上